-[1300]

パヤシ マサシ

学 位 の 種 類 博士(総合政策)

学 位 記 番 号 総博甲第83号

学位授与の日付 2019年3月15日

学位授与の要件 中央大学学位規則第4条第1項

学位論 文題目 紛争解決基準の代替ガバナンス比較とコンセンサス型政策形成

一自発的参加条件に基づく規制のインセンティブ契約アプローチ

の課題―

論文審查委員 主查 細野 助博

副査 横山 彰・実積 寿也・飯島 大邦

#### 内容の要旨及び審査の結果の要旨

## 1. 論文の骨子とその意義

公共の福祉に関する公共政策の分野の多くは、市場メカニズムが十分に機能しないことから何ら かの政府介入が必要になる。その政府介入の代表例として「政府による様々な規制」がある。

これまで蓄積されてきた規制理論においては、規制する側とされる側双方に対する行動モデルが 設定される。規制する側が持つ統治能力やコンプライアンス意識、規制される側の効率性や機会主 義的行動に対する意識など組み合わされてさまざまなバリエーションのモデルが展開され、政府の 介入がない「自由放任」から業界の自主規制、政府の直接介入や法規制、裁判所の命令などが検討 される。

筆者の言う「インセンティブ契約」は参入退出が自由な自発的参加要件がミクロ合理的な企業には認められているという前提から、規制にかかわる情報負荷が低い状況を前提としてモデルが構築されてはいる。しかし「情報の非対称性」が存在する場合、規制(あるいは委任)される側に非対称性を前提にした機会主義的行動を選択するに十分な誘因ができる。規制主体が政府との間に「エージェンシー問題」が立ちはだかる場合(あるいは国民に対して政府自身がエージェントとなって腐敗する場合)である。その場合、規制は規制しないよりも社会的純便益が低下するパラドックスを理論的にも現実的にも想定可能となる。このようなケースも含めて、本論文は規制にかかわる政府行動のバリエーションを拡張した理論モデルを構築し、数値解析を援用して一定の政策的含意を導き出した。

また紛争解決に向けた集団的合意形成が必要とする規範モデルに関して、投票力概念を使って投票者間での「公平配分」のあり方を理論づける必要がある。とくに1人一票ではなく加重投票が許容される場合における投票の決定ルールをどうすべきかに関して、公平性に関する大きな問題が立

ちはだかることに焦点を当て、単純多数決から全一致まで様々な決定ルールの特性を数値解析によって吟味した。この理論的検討に基づいて、特に近年高まりを見せている集合住宅の建て替え問題など、区分所有法の縛りの中で、持ち分に格差がある場合でも公平性を担保した集合的決定ルールとして、80%ルールが効率性と公平性の両面から考えて妥当であることの理論的根拠を数値解析的に示した。

#### 2. 論文の構成

論文の内容を示すと、以下のように全7章で構成されて、

#### 第1章 序論

- 1.1 はじめに
- 1.2 本論文の構成
- 第2章 規制のインセンティブ契約アプローチと途上国における課題
  - 2.1 モデルの基本構造
  - 2.2 結託等の標準モデルの処方箋
  - 2.3 拡張モデル
  - 2.4 考察
  - 2.5 第2章のまとめ
- 第3章 紛争解決基準の代替ガバナンス比較
  - 3.1 政府規制と裁判所による統制
  - 3.2 自主規制
  - 3.3 規制供給とその水準の決定
  - 3.4 規制手段の選択: Coglianese=Lazer 概念モデル
  - 3.5 第3章のまとめ
- 第4章 コンセンサス型政策形成のための集合的意思決定
  - 4.1 集合的意思決定上の主な課題
  - 4.2 加重投票制における議決権と投票力の乖離とその是正
  - 4.3 累積投票制度等の包括的議決権の裁量講師制度
  - 4.4 投票力概念と累積投票制度の活用状況
  - 4.5 第4章のまとめ
- 第5章 Mulligan=Schleifer モデルの応用例
  - 5.1 Mulligan=Schleiferモデルの拡張と実証方法の考察
  - 5.2 区分所有法の多国間導入パターンに基づく実証分析
  - 5.3 国内区分所有関連法の j 系列データに基づく実証分析
  - 5.4 第5章のまとめ
- 第6章 投票力の分析と公平配分の応用例

- 6.1 マンション管理組合の投票力分析のケーススタディ
- 6.2 マンション建て替え決議ルールの試算
- 6.3 第6章のまとめ

第7章 結論と今後の課題 参考文献/注 となっている。

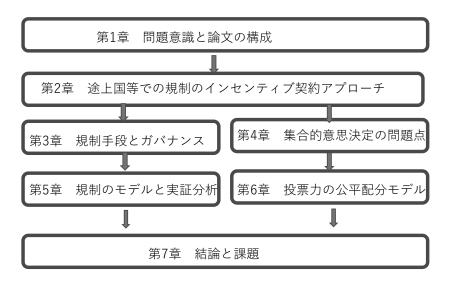
## 3. 内容の概略 (第1章—第7章)

## 3.1 第1章 序論

この章では、論文テーマに関する問題意識を以下のようにまとめる。

- ・規制主体の行動も含めて分析することの重要性を、実際に統治能力で問題の多い発展途上国の 規制を論じるところから出発し、「本来規制が必要な領域が多くありながら、政府の統治能力の低 さから放任よりも介入の失敗が大きくなる」パラドックスもみられる。
- ・そのためには規制の諸手段間の費用便益比較を必要とするが、取引費用概念の操作概念としての未熟さを指摘すると同時に、信頼のおける方法論がいまだ確立していないことを指摘する。また、従来から規制理論の分析の焦点が効率性のみに偏り、公共政策上必要な分配の側面に対してどのような方策の下でコンセンサスを図るべきか十分な検討がなされていないので、その議論の必要性を指摘するが、本論文では明示的には取り上げてはいない。
- ・以上の問題意識から、規制理論で学問的蓄積は比較的多いインセンティブ契約アプローチに焦点を合わせ、紛争解決手段間の費用便益比較と合意のための集合的意思決定に関して、理論的検討とその応用例を示すことを論文の目的としている。

各論文間の関係を以下のように図示している。小林論文の小タイトルとは若干異なっているが、 理解が進むようにここでは内容に即して翻案して掲げる。



# 3.2 第2章 規制のインセンティブ契約アプローチと途上国における課題

- ・規制主体の評価関数が被規制企業と消費者両者の効用の加算型で示され、被規制企業が効率的 企業とそうでない企業がそれぞれ存在すると同時に、規制主体と企業間では「情報の非対称性」が 仮定されている基本モデルから出発する。政府の「規制能力」を獲得情報の信頼性、政府の「アカ ウンタビリティ」を腐敗に対する耐性(非脆弱性)、政府の「財政効率」を公的資金の機会費用な どを明示的に組み込んだモデル式で、規制主体と被規制企業との間に結託のないケースでは、高価 格化と社会的負担の拡大が起こりうる。また両者間で結託がある場合には、規制当局の監視能力と 腐敗に対する脆弱性との間にトレードオフが生じるので、産業間の競争促進と規制当局の数を増加 させること、情報公開や消費者団体の能力向上などで結託などの取引費用を上昇させる工夫が必要 だ。
- ・拡張モデルでは、政府、規制主体、被規制企業の3層を想定し、規制主体の評価関数が「ウエイト付けされた」被規制企業と消費者両者の効用の加算型で示される。規制主体と被規制企業との間のコミットメント(約束履行)と裁量性を持つがゆえに被規制企業やその団体によって規制主体が「捕獲される(captured)こと」に焦点を合わせる。まずコミットメントに関しては再交渉、不履行、強制という3パターンに対して言及する。規制主体が強く履行を求めるインセンティブづけは社会的レントを増大させ、政治的圧力などによる規制主体の約束不履行はその短期的利益を優先することから長期的利益の毀損につながる。そこで規制当局の独立性や権力のチェック機能の充実が必要となる。利益集団に「取り込まれた政府」は評価関数値の高い企業に対する褒賞ウェイトを大きくするので、企業へのレント供与を必要以上に高くする。さらに企業もこの非効率な制度を持続するためにレントを再投資に回すことも可能となる。したがって、その場合にはゆがみをもたらすウエイト付けをやめた評価関数に戻るか、規制関係機関の増加、消費者の直接参加などが処方箋になる。しかし政府の腐敗も含めて制度自身に潜む病理に注目することは、政府規制そのものを撤廃し自由放任に任せる新自由主義的主張にも根拠を与える。
- ・以上から、規制構造上の処方箋として、競争促進、規制関係機関の分権化、チェック機能の充実が必要となる。だから、政府の統治能力に限界が存在するような状況下では、一般的に集権化は望ましくないと結論づけられる。また契約設計上の評価関数(社会的厚生関数)が被規制企業と消費者両者の効用との加算型の場合と被規制企業にウエイトを貸す場合では結論が違ってくることが分かった。
- ・総じて公共政策は「貨幣換算が困難な成果を対象とするところから、規制便益概念が不統一で抽象的な表現にとどまり」規制手段の比較衡量ができないケースが多い。また、規制をめぐって、被規制企業間の「当事者間交渉」を通じた自主規制に対する視点や裁判所による「統制」をベースにした代替的な規制等も検討することが必要である。
- ・自発的参加を基本とする「インセンティブ契約アプローチ」による理論モデルの大半は、関係 する他者間の利得分配ルールや規制にかかわる政治的側面が希薄なため、実用性を求められる実証 分析には十分耐えるものではないので、さらなる工夫が必要と結論づけて後続の章でその検討を行

う。

## 3.3 第3章 紛争解決基準の代替ガバナンス比較

- ・紛争解決基準としての費用便益分析に着目し、政府規制、自主規制、裁判所による統制、規制供給水準の決定などについての先行研究を吟味した。政府規制は裁判所の統制よりも社会的に優れている場合以外正当化されないが、統制の効率性についてもそのペナルティ確率が必ずしも十分に高いといえない場合には懲罰的損害賠償も必ずしも有効でない。裁判所による統制の有効性を毀損する原因は①支払い能力の裏付けの喪失②被告の消失③低事故確率による希釈④高費用によるアクセスの壁⑤社会の変化に対応できない責任回避があげられる。また、裁判官と政府官僚の能力差から、事後規制より事前規制の優位性も説かれる。
- ・以上の問題提起に対して紛争解決能力を目的とした規制手段に関する費用便益分析をしたGleaser=Schleiferのモデルを紹介する。彼らは司法機関も立法機関同様に利害関係者の私的利益追求のよってその規制能力が低下することを「正義の転覆」と表現している。事故の発生確率と事故発生による単位社会的費用、予防投資費用、規制関係機関と「結託の維持に再投資される」費用(「正義の転覆費用」)との大小関係から、自由放任に任せるか、政府規制を選択するか、過失責任を選択するか、厳格責任を選択するかは「政府の転覆費用」とペナルティの相対的比較で決定される。予防投資効果のない企業での事故発生の場合は、若干異なる場合が出てくるが、結果はそう変わらない。ここでは政府の転覆に脆弱な政府では介入がむしろ効率的ではなく、自由放任の選択もありうることを示唆する。
- ・また、規制の代替的ガバナンスとして「自己規制」が取り上げられる。自主規制は業界バイアス(業界の都合)に左右される場合が多いが、政府の事前規制と類似していると同時に①業界の情報優位性、②効率的運用、③公費負担ゼロなどからも、前述の政府の捕獲や政府の転覆を回避できる規制手段として広く採用されている。さらに、公的規制やルールが作成されたり、強制の権利割り当てなどの付加した「官民協調型自主規制(regulated self-regulation)」が電気通信やマスメディアの分野で注目を浴びている。これは①技術進歩などの加速化、②政府の規制に必要な情報の欠如、③政府規制への反発などが関連している。また、①規制の社会的価値の大きさ、②関係者間の利害の一致などが採用を支える文脈を構成する。自主規制は当然社会や政府の要求が厳しくなれば規制水準を上げなければならない。業界バイアスが決定的要素で、この水準の高さと事故の規模、そして「政府の転覆費用」の高低の組み合わせで自主規制の効率性が決まり、転覆費用が高い先進国では自主規制が支配的になることはない。
- ・「規制の公共財としての側面」に注目した規制供給水準の決定モデルが最後に取り上げられる。 公共財の特性から出る虚偽申告によるフリーライダー問題があり様々な回避策が議論されてきた。 ここでは紛争解決のための政府規制の供給にともなう機関の設置運営にかかる固定費用に焦点を当 てた Mulligan=Schleifer モデルを議論している。そこで、規制の逓減型費用曲線と同じく逓減型便 益曲線の交点から規制の最適供給水準を決定し、①人口規模の大きい行政区ほど規制の保有可能性 が高い。つまり需要が供給を決める、②新規規制に関して固定費が低いほど規制数は多い、③人口

の多い地域ほど規制は早期に導入される、④模倣は固定費を逓減し普及を促進させる。また、政府 規制、自主規制、裁判所の統制のいずれかの選択は企業活動の評価の容易性と被規制企業間の同質 性とによって決定される。これは現実とよく合致している。

#### 3.4 第4章 コンセンサス型政策形成のための集合的意思決定

- ・「コンセンサス型政策形成からの乖離は政策費用を長期的に増大させる」、「自発的参加条件 は許容できない、あるいは有害な集合的決定に対する是正や予防的ルールへの事前合意である」の 二点から論を進める。
- ・まず1人1票制は選好の強度を反映しない。自発的な票取引や票の売買が許容される場合、効率的な結果をもたらす場合もあるし、集団規模の拡大でゆがみの是正が可能になるが、当事者以外への外部効果も持つことが先行研究を吟味して紹介する。つぎに決議ルールとして全員合意、80%ルール、単純多数決、少数決などのいろいろなバリエーションをArrow問題、Buchanan=Tullockの分権的最適決議ルールに言及する。「決定の質」に関してCondorcetの陪審ルールで有権者の正解率を一定として有権者の規模や投票の反復回数が決定の質を向上させる、Blackの中位投票者の選考水準反映の重要性、投票のパラドクスが発生しないように 64%ルールなどを紹介し、低投票率、限定された委員会決議、票の分散によって「民意を忠実に反映しない」少数決が発生しうる。また、「投票制度の採用は交渉不調に備えた契約取引の一環である」とすれば選好強度を反映した議決権配分は当事者間の交渉力を反映するので多数決ルールを効率化し、1人1票制はその特殊例といえる。
- ・加重投票制のもとでの投票力指数について小政党が大政党の乱立でキャスティングボードを握る場合がある。加重投票制のもとで各政党の力を正確に評価する指数として順列に着目するSchapley=Schubik 指数と、提携の変化(swing)に着目するBanzaf 指数に大別される。投票力を決定するのは、①投票者数、②決議ルール、③議決権配分である。初期議決権と投票率の乖離を最小二乗法を利用して議決権の最適な再配分を行う方法や、初期議決権配分と投票力配分の乖離を最小化しようとする最適議決ルールを求めるアルゴリズムの紹介を紹介した後、Penrose の「人口規模の平方根」で配分する最適決議ルールや、彼の平方根に少数者保護の観点を加えたルールも紹介する。投票力研究では加重投票制の状況下で議決権と投票力がどう乖離してゆくのかを数値モデルで示し、その乖離を解消するための情報を与えてくれることを指摘し、最後に多数派の横暴に対する抑止の方法としての包括的議決権裁量行使制度などを多面的に議論した。またWidgren 達の発言が端緒になって、欧州統合機関に統治ルールにこれらの諸研究が反映しつつあること、今後の研究の方向性も的確に示唆した展望論文といえる。

## 3.5 第5章 Mulligan=Schleifer モデルの応用例

・規制主体の供給水準は、収支均等制約を満たす限り、規制の純便益が非負の領域まで続けられるという行動モデルをベースに、Mulligan=Schleiferモデルの拡充を行う。規制供給は総費用(規制水準変動費と固定費の和)が粗便益と接する点で開始され、総費用曲線が粗便益を上回る直前まで供給される余地がある。この規制行動の開始から停止の幅の存在が、規制主体の裁量性の位置を拡大するダイナミズムを指摘し、その実効性のある管理メカニズムの必要性に論を進め、さらに実

証分析を試みる。

- ・Mulligan=Schleifer が彼らのモデルから導出した【第1命題】人口が規制供給の拡大を要求する、【第2命題】規制費用の低下が規制供給の拡大効果を持つ、を実証的に検証した結果を紹介する。【第1命題】については、他国政府データと米国州政府間データを用いて、事業参入手続き、労働法指標、死刑制度、徴兵制などの条文文字量と人口との両対数型実証モデル式を用いて人口弾性値を推計した。事業参入手続き規制の弾性値が高いこと、労働法指標の弾性値が低いことを承継すると同時に、推計にあたってコントロールすべき変数が数多く存在する可能性についても言及した。【第2命題】については、新たな被説明変数として導入期を用いた。①人口拡大による規制需要の拡大、②規制供給に固定費がかかるため、一定上の市場規模を必要とする、③レイトカマーの利益やコミュニティの存在が規制費用を低下させる、④規制導入時期と人口規模は負の相関関係を持つ、という予想を立てたが、人口要因を注意深くコントロールできてはいないことを指摘する。
- ・筆者はこの Mulligan=Schleife モデルを活用して、法規制分野の代表例としてマンションの区 分所有法に着目して実証分析を行った。都市化の進んだ欧州、南米のほかに米国・カナダ・豪州、 カタールなども対象国としている。被説明変数に各国の法規制導入年次、説明変数に総人口、都市 人口、人口密度、都市化率、1 人当たり GDP、旧英連邦ダミーである。推計結果から都市化率と旧英 連邦ダミーが統計的に有意だった。時間的な費用低減効果は導入国別の人口下限値から推測できる が、その勾配に統計的に有意性はなかった。ただし法規制の普及に伴う費用低減効果が旧英連邦主 要参加国では極めて高かった。しかし普及の遅れは都市化形態や住宅政策が作用してきたことも併 せて考えるべきだろう。翻って国内を対象に、人口特性や、規制の重層性や多目的性を考慮した推 計を行った。規制の重層性を検討するため、民法、不動産登記法、区分所有法、被災特措法、管理 適正化法、立替円滑化法を対象に「規制文書量」を被説明変数とした。説明変数は総人口、都市人 口、また影響人口の代理変数として、年間マンション居住数、マンション総戸数については築年数 30 年、築年数 40 年を区別して用いた。その推計結果は、個別規制法で見るとモデル式の符号条件 と統計的有意性を満たしていない場合が多いが、法規制データを統合することにより、モデル式の 符号条件と統計的有意性を満たすことが観測された。これは規制の重層性と多目的性を暗示する結 果である。また、区分所有法の関連3法の規制文書量がフロー変数からストック変数に変わりつつ あることについては Mulligan=Schleife モデルの理論的検討も含めてさらなる検証が必要である。

## 3.6 第6章 投票力の分析と公平配分の応用例

- ・マンション管理組合における「建て替え」決議の問題を、区分所有者の議決権と投票力の乖離格差の問題として分析した。区分所有法による議決権付与ルールは、①1人1票制、②1戸1票制、③専有面積制、④専有価値制の4種類で数値解析を基に議論した。第4章で吟味したSchapley=Schubik指数を使い、まず区分所有マンションで大口投票者(所有面積合計が他の区分所有者よりもかなり大きい所有者が獲得する投票力)が存在する場合と存在しない場合の投票力を実際の事例を使い計算し、その乖離の程度を数値解析によって明らかにした。
  - ・この予備的分析では、決議ルールが過半数から75%までは大口投票者に常に有利である。大口

投票者の影響力が最小化されるのは全員一致のルールである。しかし区分所有者の大半を保護する ためとはいえ、全員一致ルールでは「建て替え」が円滑に行われる可能性は極めて低いことを指摘 した。

・とはいえ規制緩和論者が主張する過半数ルールは効率的ではあっても大口投票者の影響力が最大化される。したがって、過半数と全員一致の両ルールの間で、全員一致と同じくらいに大口投票者の影響力が低減する代替ルールが何かを数値解析で明らかにする必要がある。解析の結果、議決ルールが80%になると、投票力と議決力の乖離が最小化することが分かった。つまり区分所有者の権利保護を目的とする全員一致ルールに十分代替可能な決議ルールであることが示された。

#### 3.7 第7章 結論と今後の課題

- ・本論文は2つの目的をもって構成される。第1に政府規制の存在する中で、何らかの誘因に従って参入する被規制企業が規制目的に整合的な行動をとるために、政策手段の有効性比較を費用便益分析で行うことである。第2に協力ゲームとして分析可能な区分所有法の下での建て替え問題に対して有効なコンセンサスを確保するために、Schapley=Schubiki 指数を使い最適な決議ルールを解析的に求めることである。
- ・まず、Mulligan=Schleifer モデルは規制行動に対して実証モデルとしての一定の説明力があるが、このモデルに組み込まれた「紛争関数」の中身をさらに解き明かす作業が残っている。理論モデルの検討では、Glaeser=Shleifer モデルと Grajzl=Baniak モデルをリンクさせることによって、規制主体の能力水準や誘因整合性を理論モデルの中に明示化することで、さらに規制手段間比較の発展が見込める。本論文ではこの作業が残されたが、この指摘自体、これからの規制理論を検討するためには重要である。
- ・投票力概念の応用で区分所有マンションにおけるセルフガバナンスの在り方に対して、一定の洞察と結論を与えることが本論文でできた。この分析概念はもっと広く規制に関するスペクトラムの拡張に応用できる。さらに、合意を成立させる集団的意思決定のあり方もふくめて、従来のアプローチよりもっと一般的な政策評価にも応用可能である。その予想をもっと理論的に詰める作業が今後残されている。

## 4. 最終審査結果

本論文の研究内容は、規制主体の統治能力に関して重要な示唆を与える実証分析を含んでいる。 規制政策が有効に働くために、ともすれば相互背反的な処方箋を理論的にも実証的にも比較することを通じて、明確で普遍的な便益概念で示すことが必要であると本論文は強く主張し、それを理論 モデルを構築して明示的に示した。

また多くの規制理論では効率性の基準に限定されがちな議論が展開されるが、分配条件にも光を 当てる必要性も説いている。この側面についての理論的吟味がさらに必要であることは自明である が、厚生経済学の「補償原理」に一部言及するのみでまだ議論すべき余地は多いと言える。

次に、日本計画行政学会会長賞を受賞した論文を下敷きにした、合意をもたらすための集合的意

思決定ルールに関する議論に関して、投票力の理論モデルを注意深く吟味した。そのうえでマンション建て替え問題という極めて現実的な課題に対して、独自の理論モデルを開発し、数値解析により「80%合意ルール」の規範的合意形成の適切性という一定の政策的含意を引き出した点は評価できる。

まだ吟味が十分でなく、さらに検討することが必要な個所もある。特に、第3章「紛争解決基準の代替ガバナンス比較」と第4章「コンセンサス型政策形成のための集合的意思決定」の関係性に対してもう少し検討が加えられることにより、本論文はより完成度が高まったといえる。今後の主要課題である。

本論文では最新の研究成果を踏まえながら理論と実証のモデル構築を行い、それを現実の課題に 適応して一定の研究成果を上げたこと、さらに本論文のベースをなす2つの投稿論文が学会からも 「論文賞」受賞や査読論文として受理されるという一定の評価がなされた事実をもって、博士(総合 政策)の学位の授与に十分値するものと考える。